

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る伊賀市長（以下「実施機関」という）が令和2年10月16日付け伊建企第1463号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という）はこれを取り消し、次の公文書の存在又は不存在を明示した上で改めて部分公開の決定を行うべきである。

【存在又は不存在を明示する公文書】

伊建企第1060号 令和2年8月21日付通知に係る決裁文書一式中、法務統括監相談票、会議内容報告書を含む公文書

第2 審査請求の経緯

- 1 審査請求人は、令和2年10月7日、伊賀市情報公開条例（平成16年11月1日条例第15号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下に掲げる行政情報の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

【本件請求】

伊建企第1060号 令和2年8月21日付け通知（市道三田野間大谷線道路工事に係る市説明・文書回答に係る内容確認、質問について）に係る決裁文書一式（法務統括監相談票、会議内容報告書を含む：原課より人事課長宛に法務統括監協議を踏まえた旨報告の確認済み）

- 2 実施機関は、本件請求に係る公文書として、「市道三田野間線災害復旧工事に関する回答について（令和2年8月21日付け伊建企第1060号関連決裁文書）（以下「本件文書」という。）」を特定した上で、個人の住所と氏名を公開しない理由を以下のとおり付して、令和2年10月16日に本件決定を行い審査請求人に通知した。

【公開しない理由】

伊賀市情報公開条例第7条第2号による、特定個人が識別され得る情報のため

- 3 審査請求人は、条例第19条第1項に基づき、本件決定を不服として実施機関に対し、令和3年1月14日付けで本件決定の取り消しを求める審査請求を行った。

- 4 実施機関は、令和3年2月12日、条例第20条第1項の規定に基づき当審査会に対し諮問を行った。

第3 審査請求人の本件決定に対する意見

審査請求人の主張は、おおむね次のように要約される。

1 非公開（不存在）の理由の付記について

本件請求に関し、審査請求人が対象として指定した文書には「法務統括監相談票、会議内容報告書」が含まれているにも関わらず、それに対して口頭のみでの通知であり理由が書面に明記されていない。そのため本件決定は条例第14条の規定に反する瑕疵ある行政処分であり違法である。したがって、違法な処分を取り消し、条例に基づいた適正な処分を行うべきである。

2 処分決定過程における事実関係の矛盾について

本件請求に関し、公開請求書に記載した「法務統括監相談票、会議内容報告書」については口頭で説明を受け、「非開示（不存在）」であり「協議していないため、ないものは出せない」とされたが、審査請求人が人事課に確認した内容と矛盾しており、担当課は人事課に「協議した」と報告を行っている。この審査請求により、実施機関の処分決定に係る過程とそれに関する事実関係を明らかにすることを踏まえて公正な対処を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のように要約される。

1 不存在の理由の付記について

本件決定の通知に関し、口頭で十分に説明を行い、審査請求人も説明を受け理解し納得をしていた。そもそも条例第14条第1項の趣旨は、①行政庁の恣意的判断を抑制し適正な手続きを確保すること、②相手方に対し不服申立の便宜を図ることにある。これらの趣旨を今回の事例について考えると、条例の趣旨を満たしており、手続き上瑕疵が存在するとは言えない。

2 処分決定過程における事実関係の矛盾について

法務統括監協議については令和2年1月の最終回答時に行い協議書（報告書）を作成している。しかし、令和2年8月の回答では令和2年1月の回答と同内容としたため、改めての法務統括監協議は行わず、そのため協議書も作成しなかった。したがって本件請求の「法務統括監相談票、会議内容報告書」に該当する文書については存在しない。

第5 審査会の判断

1 不存在の理由の明示について

本件決定については不存在理由の明示がなされているか否かが重要となるが、部分公開された本件文書内には、審査請求人が主張し行政情報公開請求書にも記載されている、「法務統括監相談票、会議内容報告書を含む公文書」に該当する文書は存在しない。また、部分公開決定通知書に非公開の理由として記載される「伊賀市情報公開条例

答申第1号

第7条第2号による、特定個人が識別され得る情報のため」に該当するのであれば、「法務統括官相談票、会議内容報告書を含む公文書」についても非公開部分を黒塗りした文書を公開すべきであるが、部分公開決定通知書に当該事項に関する記載があるとは判断できない。

当審査会としては、審査請求人が具体的に文書を指定し行政情報公開請求書に記載している事項に対する回答が部分公開決定通知書により確認できないため、たとえ実施機関が口頭で説明を行い条例の趣旨は満たしていると主張しても、条例第14条第1項の要件を満たしているとは認められず、瑕疵ある行政処分であると判断する。

2 処分決定過程における事実関係の矛盾について

本件決定について実施機関の説明に不合理な点は見受けられず対象となる文書は不存在であると推測されるが、いずれにしても本件決定は前述のとおり瑕疵ある行政処分であり取り消すべき行政処分であると判断する。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

付言

本件では、手続きの際、実施機関が請求者に対し、本件請求の一部が不存在である旨を口頭説明のみで書面による通知を行わなかったことが、審査請求人と実施機関の間に齟齬が生じる要因となり、審査請求に至ったものである。

条例第11条の公開請求に対する決定及び第14条の理由の明示については「書面により通知しなければならない」と規定されている。

これを受けて、当審査会は、公開決定を行おうとする実施機関に対し、行政情報の全部又は一部を公開しないときは理由を示した上、書面による通知を行うよう対応を求める。

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
令和3年2月12日	諮問書受理
令和3年3月30日	審議 実施機関からの意見聴取 異議申立人の意見陳述
令和3年6月11日	答申